温暖化対策部会における検討事項（案）

資料１－５

**１．目指すべき社会の姿**

気候変動の影響が生じようとも、適応策の推進を通じて社会システムや自然システムを調整することにより、当該影響による府民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す。

（対象期間）

21世紀末までの長期的な展望を踏まえつつ、当面10年間の府域における

「適応」の取組みの方向を示す。

**２．大阪府域における分野ごとの適応の方向性について**

国の『気候変動の影響への適応計画』では、「気候変動の影響の内容や規模、及びそれに対する脆弱性は、影響を受ける側の気候条件、地理的条件、社会経済条件等の地域特性によって大きく異なり、早急に対応を要する分野等も地域特性により異なる。したがって、その影響に対して講じられる適応策は、地域の特性を踏まえるとともに、地域の現場において主体的に検討し、取り組むことが重要となる。」とされている。

**○「適応」の取組みにあたり踏まえるべき府域の地域特性は何か。**

**○府域の地域特性を踏まえ、分野ごとにどのような方向性をもって「適応」を進めていくべきか。**

（検討分野）

①農業、森林・林業、水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、

④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦府民生活・都市生活

|  |
| --- |
| 参考　大阪府域の概況  （１）地理的概況  ・我が国の中央部やや西寄りに位置し、東西約25km、南北約86kmと南北に細長い形状。  ・面積は1,904.99km2で､47都道府県のうち２番目に小さく、我が国の総面積の0.5％を占める(平成26年10月1日現在)。  ・東南部には、奈良県及び和歌山県と境を接する金剛山地とその北に生駒山地があり、南部には和泉山脈、北部には妙見、剣尾、竜王の諸山がある。  ・土地利用の現況は、森林と宅地がそれぞれ府全体の約３割を占め、道路が約１割、農用地は１割に満たない（平成24年）。また、約50％が市街化区域である。  ・淀川水系は、琵琶湖から京都府内を流れ、本府北東部に入り、西へ淀川、南に大川となって流れて、中之島をはさみ、堂島川、土佐堀川、安治川となり、大阪湾に注ぐ。大和川水系は奈良県から金剛山地と生駒山地の間を流れて府域に入り大阪市と松原市、堺市の間を通って大阪湾に注ぐ。  ・大阪湾は瀬戸内海の東端に位置する閉鎖性の高い海域で、陸域から大量の負荷量が流入することに加え、外海との海水交換が起こりにくいため、富栄養化による赤潮の発生や、有機物の堆積等による貧酸素水塊の形成が、魚類等へ大きな影響を与えるなどの問題が発生しやすい。  （２）気候概況  ・年間平均気温は16.7℃で全都道府県のうち8番目に高く、年間降水総量は1278.5mmで全都道府県のうち７番目に低い（平成26年）。  ・熱帯夜日数は37日で、３都市（東京、名古屋、大阪）の中では最も多い（平成26年）。  ・熱中症による救急搬送人員数は3,690人で、全都道府県で１番多い（平成28年）。  （３）社会経済概況  ・人口は約884万人（平成27年10月１日現在）で、昼間人口は928万人（平成22年国政調査）。人口密度は6673.5人（可住地面積１km2当たり）で全国２位（平成26年）。  ・「大阪府人口減少社会白書」によれば、平成42年度の人口は816万人と推計。  ・大阪府の実質経済成長率は0.0％増（国は1.0％減）（平成26年度）。  ・産業大分類別の売上金額では、「卸売業、小売業」が54 兆1,553億円（全国に占める割合11.0％で全国第２位）、次いで「製造業」が17兆8,520億円（同6.0％で同第３位）（平成24年）。  ・延べ宿泊者数は、3,037万人（うち外国人897万人）、来阪外国人旅行者数は年間716万人（平成27年）。  ・「大阪府レッドリスト2014」によれば、野生動植物の掲載種数は1,485種類で、絶滅と判定した種は131種、絶滅危惧種（Ⅰ類、Ⅱ類）に選定される種は678種となっている。 |

表　気候変動の影響と適応策の例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分　野 | 気候変動の影響 | 適応策の例 |
| 農業・林業  ・水産業 | 水なすの品質低下 | ハウス内温度環境制御技術の開発・検討・普及 |
| ため池被害発生のリスク増 | ため池の防災・減災対策 |
| 新奇有毒プランクトンの出現頻度の増加 | モニタリングと貝毒検査 |
| 水環境  ・水資源 | 栄養塩溶出量や汚濁負荷量の増加 | 温暖化が水質に及ぼす影響の解析 |
| 大阪湾におけるモニタリングによる基礎データの収集と解析 |
| 自然生態系 | 絶滅のおそれのある種の増加 | 地域の生物多様性の保全（優れた自然環境の保全） |
| 自然災害  ・沿岸域 | 短時間降雨発生回数の増加 | 堤防や洪水調節施設、下水道等の施設の整備の実施 |
| 強い台風の増加による高潮被害の増加 |
| 健康 | 熱中症搬送者数の増加 | 気象情報の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発 |
| 産業  ・経済活動 | 生産設備等への被害 | 中小企業に対するBCPの普及啓発 |
| 外国人旅行者の安全確保 |
| 府民生活  ・都市生活 | 気候変動とヒートアイランド現象による都市域での気温上昇 | クールスポット、クールロードの活用 |

**３．大阪府域で「適応」を推進するにあたっての課題と対応**

「適応」の方向性に沿って、具体的な適応策を検討し、推進していくこととなるが、気候変動の影響の把握等に確立された方法や科学的知見が少ないため、その深刻度や時期が不確実であり、変化する状況の中での意思決定が求められる。こうした中、できるだけ手戻りを回避し適時的確に適応を進めていくことが必要である。

国の『気候変動の影響への適応計画』では、「地方公共団体が関係部局間で連携し推進体制を整備しながら、自らの施策に適応を組み込んでいき、総合的かつ計画的に取り組むことが重要である。」とされている。

「適応」は温室効果ガスの排出を抑制する、いわゆる「緩和」と両輪として進めることが必要である。また、適応は、行政だけでなく、住民や事業者が主体的に取り組むことが重要になるが、新しい分野であるため、まだあまり一般に浸透していないなどの課題もある。

**○不確実性を伴う気候変動の影響に対し、どのような考え方で適応策を検討・推進していけばよいか。**

**○大阪府域において「適応」を推進するにあたって、どのような課題があるか。**

**また、その課題にどう対応していけばよいか。**

（例）知見の充実、各主体の役割の明確化、連携の強化、継続的な進行管理、

「適応」の普及方策、その他留意すべき事項



図　「適応」の認知度（大阪府クイック・リサーチ“おおさかＱネット”アンケート結果から）

**【検討スケジュール】**

11月25日 第55回環境審議会

「気候変動の影響への適応について」（諮問）

**12月３日** **平成28年度第４回温暖化対策部会**

「気候変動の影響への適応について」

・気候変動の影響への適応に係る国内外の動き

・府域における影響と適応の取組み

・温暖化対策部会における検討事項（案）

**２月～３月** **平成28年度第５回温暖化対策部会**

「気候変動の影響への適応について」

・分野ごとの適応の方向性について

・部会報告（素案）について

**４月～５月** **平成29年度第１回温暖化対策部会**

「気候変動の影響への適応について」

・部会報告（案）について

６月頃 　　 第56回環境審議会

「気候変動の影響への適応について」（答申）

夏 計画改定についてのパブリックコメント手続き

秋 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定

　　　　　　⇒　**府の「適応計画」として位置づけ**